

行政常任委員会会議録
[令和 7 年第 1 回定例夕張市議会付託]
令和 7 年 3 月 18 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 議案第 1 号 令和 7 年度夕張市一般会計予算
- (2) 議案第 2 号 令和 7 年度夕張市国民健康保険事業会計予算
- (3) 議案第 3 号 令和 7 年度夕張市市場事業会計予算
- (4) 議案第 4 号 令和 7 年度夕張市介護保険事業会計予算
- (5) 議案第 5 号 令和 7 年度夕張市後期高齢者医療事業会計予算
- (6) 議案第 6 号 令和 7 年度夕張市水道事業会計予算
- (7) 議案第 7 号 令和 7 年度夕張市公共下水道事業会計予算

◎出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君
荒 井 周 司 君
徳 谷 康 憲 君
工 藤 政 則 君
君 島 孝 夫 君
櫻 井 暁 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員 (0 名)

◎出席参与

市長 厚 谷 司 君
教育長 小 林 広 明 君
監査委員 小 林 尚 文 君
副市長 吉 崎 仁 司 君
総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長

芝 木 誠 二 君
菊 田 大 介 君
板 垣 克 巳 君
秋 山 俊 輔 君
押野見 正 浩 君
阿 部 充 雅 君
小 峰 健 一 君
外 崎 伸 一 君
鈴 木 茂 徳 君
平 塚 浩 一 君
堀 靖 樹 君
田 島 淳 君
松 倉 暢 宏 君
佐 藤 浩 一 君
志 茂 隆 君
増 井 菜々実 君

議長 大 山 修 二 君

午前 10 時 30 分 開会

●高間委員長 ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

●高間委員長 本日の出席委員は 7 名全員であります。

ほかに、議長が出席されております。

次に、説明員の出席であります。市長、副市長、教育長のほか、消防長、課長等が出席されております。

●高間委員長 本日の行政常任委員会は、初めて本会議において付託されました新年度予算についての審査を行います。

その後、土木課から報告を受けて参ります。

予算審査の進め方についてであります。本会議において、理事者から提案説明がなされておりますので、初めに通告しております大綱的な質問を行い、次に、一般会計を歳出より款ごとに、ほかの会計は

会計ごとに一括して順次審査を行いたいと思います。

なお、ご発言の際は着席のままお願いをいたします。

そのように取り進めてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●高間委員長 異議がないようでありますから、そのように取り進めて参ります。

なお、期限が定められておりますので、議事の進行につきましては特段のご協力をお願いいたします。

●高間委員長 それでは、大綱的な質問を行って参ります。

櫻井委員。

●櫻井委員 私は、令和7年度の予算編成における児童福祉関連について、1件4点伺います。

現在、社会構造の変化や少子化により、全国的に地域のつながりが薄くなり、子どもたちが遊んだり、学びあったりする機会が少なくなっています。家族の子育てをサポートする力が弱まり、いわゆる、ワンオペとも呼ばれる育児の孤立化が当たり前のようになっています。

また、そのような環境から懸念される児童虐待や発達障害児への指導、また、アレルギーを持つ家庭への対応など、近年の子育てにおける状況は複雑さを増しています。夕張市においても子どもの居場所づくりは重要であり、様々な家庭と児童の状況に対応できる質の高いサポート体制が必要です。

そこで、1点目に、子どもの居場所づくりという観点から、どこに力点をおいて予算編成をされたのか、市長の考えを伺います。

●高間委員長 厚谷市長。

●厚谷市長 ただいまの櫻井委員の子どもの居場所づくりという観点から、どこに力点をおいて予算を編成されたのかということに関するご質問にお答えをいたします。

令和7年度におきましては、学童クラブ2か所の運営に必要な予算のほか、拠点複合施設「りすた」において、子どもの居場所づくりを実施するりすた

子育て支援事業に係る予算を計上しております。

この事業では、備品購入費などに加え、子どもたちの見守りを行うためのりすた活用支援員、こうした方を3名配置しておりまして、配置するための人件費を計上しております。

今後も引き続き子どもの居場所づくりの確保を図りますとともに、子どもたちの安全性、利便性、継続性に力を入れて参りたいということで予算を措置したものでございます。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 分かりました。引き続き、学童クラブとりすたの子育て支援事業をより安全に維持できるよう求めます。

次に、2点目の質問に移りますが、子どもの居場所の一つである拠点複合施設「りすた」において、子どもたちはどのように過ごし、それにどう対応しているのか、見守りについての現状を伺います。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 櫻井委員の子どもの居場所の一つであります拠点複合施設「りすた」における見守りについての現状に関するご質問にお答えいたします。

りすたにおいて、子どもたちはボードゲームでありますとか、読書、学校の宿題、勉強など、おのおの自由にお過ごしをいただいております。多目的ホールが使えるときにはバドミントンなどの体を動かす活動もしております。

小学生については、学年の隔たりなく遊んでいる姿もあり、様々な年齢層が集まるりすたが子どもの居場所として定着しつつあると思います。

また、中高生につきましては、バス待ちや友人たちと過ごす憩いの場にもなっておりまして、子どもたち自身も自分たちの居場所だと感じ、過ごしていただいていると思います。

なお、見守りの職員でございますけれども、子どもたちの安全の確保、トラブルなどあった際の対応のほか、子どもたちの宿題を見てあげたり、一緒に遊んだりしておりまして、重要な役割を果たしてい

ると認められているため、今後も引き続き配置していきたいと考えております。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 子どもたちの様子で見守りの現状については分かりました。

その上でお聞きますが、りすたの居場所づくりにおいて、今まで工夫されてきたことがありましたら教えてください。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 櫻井委員の再質問にお答えいたします。

りすたの子どもの居場所づくりで工夫している点についてでございますが、子どもたちの見守りを担うりすた活用支援員でございますが、子どもたちと一緒に過ごしていることで、子どもたちからの生の意見を聞き、備品などの充実や展示スペースの新設などに生かさせていただいております。

例えば、一例を挙げますと、利用されている方がお絵描きをしたいというご要望がありましたら、例えば、道具を充実させたり、ゆうばりっ子ひろばに絵を飾るお絵描きランドというスペースをつくったり、子どもたちの意見に常に耳を傾け、工夫を重ねることが居場所づくりの充実につながるものと考えております。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 お絵描きランドについては、3月1日に開かれました地域おこし協力隊の活動報告会でも夕張市での子育て支援の取組の一つとして発表されて好評でした。見た目にも楽しく、よりどころになる雰囲気づくりができているというふうに思っています。

これからも子どもたちの要望を取り入れた運営を期待します。

次に、3点目に移ります。

拠点複合施設「りすた」での子どもたちの見守りについて、今後の方向性を伺います。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 櫻井委員の拠点複合施設「りすた」における子どもたちの見守りの今後の方向性に関するご質問にお答えをいたします。

りすたにおける子どもたちの見守りに関しましては、令和6年第2回定例市議会で千葉議員に答弁をしているところでございますが、今後につきましても安全性、利便性、継続性に優れたりすたを核といたしまして、引き続きりすた活用支援員を配置し、事業を継続させて参りたいと考えております。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 分かりました。私もりすたの近くに住んでおりますので、いつ行っても子どもの姿が見られまして、りすたの活用が定着してきていることを感じます。

これからも安心して活用し続けられる環境を整えていただきたいというふうに思います。

続いて、4点目の質問です。

本市の放課後児童クラブについてです。

複雑さを増す現代の家庭への対応を含め、専門知識を有する人材の配置が不可欠とされる子どもの居場所として重要な役割を担っている放課後児童クラブ、学童クラブのことですね。その今後の運営方針を伺います。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 櫻井委員の放課後児童クラブの今後の運営方針に関するご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブの運営につきまして、国は児童福祉法のほかの理念に基づき、子どもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならないという指針を示しております。

本市におきましては、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となる安心、安全な子どもたちの居場所として、今度も事業を継続して参りたいと考えております。

また、子どもの居場所の一つであります放課後児童クラブにおいては、議員ご指摘のとおり、専門知

識を有する人材を配置する、そのことが育児に関する困り事を抱えているご家庭にとっての安心にもつながるものと期待をされるものでございます。

そのため、新年度におきましては、より多くの有資格者を有する事業所に委託する予定となっております。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 放課後児童クラブは、学年の違う子どもたちが集まる居場所であり、家庭だけでは体験できない遊びや学びを提供できる子育て世代にとって、とても重要な事業です。

子どもたちの数は減っても、預かり人数はあまり変わらないということで、共働き家庭には必要不可欠なものです。それを公設、公営ではなく、民間の事業所に委託するということですが、外部委託へと方針転換された理由を伺います。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 櫻井委員の再質問にお答えいたします。

外部委託へ方針転換した理由でございますが、放課後児童クラブは指導員の配置が必要なため、毎年、3月に会計年度任用職員を公募しているところでございます。

ところが、ここ5年以上、指導員の新規の応募がないこと。また、指導員をサポートする補助員の確保も年々困難になっていること。そして、この両者でございますが、指導員、補助員共に高齢化が顕著であること。そして、児童の問題行動への対応など、専門職による支援が求められるケースが増えてきたこと。このようなことから、今後の事業の継続性に様々な課題があるというふうに判断をしたところでございます。

その上で、安定した事業運営が行えるよう、また、保育士等の有資格者が多数在籍している事業所に業務を委託することとしたものでございます。

具体的な業務委託についてでございますが、業務委託をすることによりまして、相談、援助業務、保

護者支援、虐待防止の対応、アレルギー対応、子どもの問題行動等に対するアプローチなども円滑に行えるものと考えております。

●高間委員長 再質問ありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 現在までの事業の継続性にいろいろな課題があったということが分かりました。

私は保護者の方々にお話をお聞きしたところ、今後も安全に預かっていただけるならそれだけでありがたいという話がありましたが、そのほかには委託についての説明会がされるとしたら市役所の担当者や委託先業者だけではなく、支援員の先生方も一緒に詳しい内容を説明してほしいという要望がありました。

夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例には、一般原則として、児童の保護者及び地域社会に対し、放課後児童健全育成事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。もう1つ、放課後児童健全育成事業者はその運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならないという2つの努力義務を求めています。

私は夕張市として、努力義務についても、計画的に実施できるよう監督責任を果たして、保護者、地域に事業の様子が開かれ、その願いに応える放課後児童クラブを目指すべきだと考えます。

そのためには支援員が働きやすい環境づくり、また、保護者と子どもが利用しやすい環境づくりが必要です。

適正な運営を維持しながら、保育内容のさらなる充実を図っていくことができるのか。私は今後も放課後児童クラブについて、注視していきたいと思います。

以上で質問を終わります。

●高間委員長 それでは、次にご用意されている方。

荒井委員。

●荒井委員 私からは、広報広聴について、1件3

点の質問をしたいと思います。

市長は市政執行方針で、情報格差の解消が必要として、条件が不利な地域にお住まいの方や高齢者もデジタル社会に対応できることを目指すと述べられました。

そこで、市の広報広聴について、以下の点をお伺いいたします。

まず、1 点目、高齢者を対象としたスマホ教室開催委託料が計上されていますが、市長は市民にスマホを使ってどのような情報を入手してもらいたいと考え、この経費を計上されたのかお伺いいたします。

●高間委員長 厚谷市長。

●厚谷市長 ただいまの荒井委員のスマホ教室開催の目的に関するご質問にお答えをいたします。

まず、結論から申し上げますと、スマホ教室を開催しようとする目的は、ご高齢の方を中心とした情報格差の解消でございます。

現在、行政からの情報入手や行政の手続について、インターネットを通じて行う、つまり、オンライン化について、国、それから、地方自治体ともに推進しておりますし、今後もその動きが加速することが確実でございます。オンライン化はわざわざ市役所に行かなくても自宅にしながら、かつ、24 時間情報が入手できたり、手続ができたりといった市民にとって非常にメリットがあるものでございます。

そして、個人が容易にインターネットに接続できるツールとしてスマホが存在しており、現在、多くの方が所有しているものと捉えております。

一方でございますが、特にご高齢の方々におきましては、せっかく、手にしたスマホの使い方が分からないでありますとか、使いこなせないという声も耳にすることが多いことから、スマホ活用の基礎スキルを習得してもらおうべく、これまでも南空知圏域の事業として行っておりまして、今回、改めて市の事業としてスマホ教室を行うための予算を計上したものでございます。

●高間委員長 荒井委員、再質問ありますか。
荒井委員。

●荒井委員 市長は、このスマホ教室に通われた高齢者がどのような情報、今で言うとアプリがあると思うのですけれども、そのような形で何を使いこなせるという、何のアプリで何の情報を主に考えておられますか。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 荒井委員の再質問にお答えをいたします。

このスマホ教室開催、それから、今、地デジの広報というものも市のほうで取り組んでいるところでございますけれども、その主たる目的というのは、やはり、災害発生時にその情報を受け取れる方、受け取れない方がいるというのが現状でございます。

そうしたところを 100%皆様に受け取っていただく方法というのは、今のところ、なかなか見つけ出すことができないわけでございますが、そうした方々を少しでも減らしていくというのが思いでございます。そして、そういう意味では、やはり、防災に関する情報が適切にそれぞれの方に届く環境を少しでも整えたいというのが考え方でございます。

●高間委員長 再質問ありますか。

荒井委員。

●荒井委員 緊急情報を主に伝えたいということなのですけれども、夕張市から発信している緊急情報としては、X、ホームページなどが主に上げられると思うのですが、X の登録から市の発信まで使いこなせるようになるには、スマホ教室の 1 回でできるようになるものなのでしょうか。

●高間委員長 総務企画課長。

●芝木総務企画課長 荒井委員のご質問にお答えします。

スマホ教室を 1 回行っただけで使いこなせるかというご質問ですが、私もそうなのですが、1 回聞いただけで、その後でまるでその方が扱わないとなると、なかなか身につかないというのが実情でございます。

そうしたことから、まずは基礎的なスキルを身につけていただいて、その後、継続してそのご本人様が使っていただく。これについては、やはり、働き

かけをしながら、していただくことが大事なのかなと捉えております。

以上です。

●高間委員長 再質問ありますか。

荒井委員。

●荒井委員 私からは、X を登録して、夕張市が発信する情報を教室に出席した方々が使えるようになれば、それで万々歳なのかなと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

令和6年度より、スマホなどを利用しない市民への緊急情報伝達ツールとして、地デジ広報をはじめ、令和7年度においても継続する方針です。

1年間運用して、どのような点を効果として評価され、継続する方針としたのか、市長の考えをお伺いいたします。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 ただいまの荒井委員の地デジ広報の効果とその評価についてのご質問にお答えいたします。

私は、令和6年第1回定例市議会における市政執行方針で、まず、市政情報の提供媒体であります月1回発行の広報、これはタイムリーさに難がある。また、ただいまのご質問でもございました、いわゆる、SNS、X での情報発信も行っておりますが、パソコンやスマホをあまり使われない方でも緊急の情報を取得できるよう、やはり、そうした環境づくりが必要ということで地デジ広報を始めるということをお伝えし、実施をしてきているところでございます。

夕張市の地デジ広報は令和6年4月から開始をし、その普及のために市の広報による紹介ですとか、私自ら地域に入り、あるいは、市政懇談会「あつやトーク」などで実際のテレビを用いて使用方法の説明を行ってきたところでございます。

しかし、直近の市民の皆様のお話をお聞きますと、まだまだ、浸透するには至っていないと感じております。現時点で夕張市民の皆様にリアルタイムの情報を提供する媒体として、地デジ広報は有効であるという評価については変わりはありませんが、

この普及のためには一層の努力が必要であるというふうに考えております。

●高間委員長 再質問ありますか。

荒井委員。

●荒井委員 市長の答弁にもあったように、夕張市の人口は高齢者が多いので、私からも地デジ広報は使い方によってはものすごく有効ではあると認識しております。

それでは、最後の質問にしたいと思います。

地デジ広報を視聴するには一定の操作が必要なことから、平時から見る習慣が市民になれば、有事の際に地デジ広報を見ることにつながらないのではと考えます。

地デジ広報にはイベント情報も掲載しているので、市の施設がイベント会場として申し込まれたときに、この情報を広報担当に集め、地デジで広報をすることで平時も地デジ広報を見る習慣が定着してくると考えます。

市長は地デジ広報を習慣的に見る動機づけについて、どのように考えているのかお伺いいたします。

●高間委員長 厚谷市長。

●厚谷市長 荒井委員の地デジ広報の視聴の動機づけに関する質問にお答えいたします。

この地デジ広報を習慣的にご覧いただくために、現在、市ができ得ることといたしましては、定期的かつ、地域に入っての地デジ広報のPR 及び頻繁な情報の更新であると考えております。

少し付け加えさせていただきますと、具体的に申し上げますと、やはり、先ほど、荒井委員のほうからもご質問にございました、夕張市は高齢の方が非常に多いということでございまして、例えば、こういった地デジ広報につきましても、この夕張地域に限らず、UHB が見られる地域においては、ご登録をいただければ夕張にお住まいではないご家族の方もご覧いただけるという状況ですから、市民の方にご説明をするときには市外にいる家族の方にも登録をしていただいて、何か急ぐ情報があったらそこから電話をかけていただく、そういったことも補完的に

行っていただけないかというお願いもしているところでございます。

さて、この地デジ広報を本市が導入するに当たって、まず、掲載件数は 5 件というふうに決まっております。また、1 件当たりの文字は 180 字までというふうにテレビ側のルールが決まっておりますので、これを受けまして、また、市が発信する行政情報であるという趣旨を踏まえた上で運用しているところでございます。

掲載する順位について申し上げますが、まず、第 1 には、断水、道路陥没、熊出没、災害発生、感染症流行など、市民の安全に関する緊急的な情報。次に、確定申告、検診や予防接種、大型ごみの廃棄日程、選挙など、市民の暮らしに関する行政情報。そして、最後に市内で開催するイベント情報などが上げられて、掲載記事の定期的な更新を図りながら運用しているところでございます。

先ほど、荒井委員がおっしゃられました、市有施設の利用申込みがあったイベントの地デジ広報の掲載につきましては、先ほど、申し上げましたとおり、イベント掲載そのものの掲載順位が低いということがございます。

また、イベント内容自体を改めて判断をすることでありますとか、イベントが確実に実施されるのかの判断が必要でありますことから、さらに、開催責任者のお名前、連絡先、こうしたものが市外の方にも見られてしまうということなどがございます。

こうしたことから、地デジ広報に掲載するには研究する余地が多い事案であると、そのように考えております。

●高間委員長 荒井委員、よろしいですか。

荒井委員。

●荒井委員 緊急情報は何かあった際の有事の際のお知らせなので、生ものというところはあると思うのですが、行政情報はそんなに動く必要がなく、市民の方が日常生活において、テレビのリモコンを操作するという習慣づけには、やはり、ちょっと少ないので、市民の方が楽しみにできるような、操作

をしたくなるような情報を発信するということも大切なことだと思います。

その件に関して、市長のほうはどうお考えになりますか。

●高間委員長 市長。

●厚谷市長 市といたしましては、先ほど、答弁をさせていただいたところでございますけれども、やはり、繰り返し市民の皆様方に地デジ広報を毎日とは言いませんけれども、例えば、1 週間に 1 度、どういう情報が載っているか、操作を確認する意味でもご覧いただきたいということを繰り返しお伝えをしていく中でこの地デジ広報の発信について、より多くの市民の皆様にご利用いただけるようにこれからも務めていきたいというのが今の考え方でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

荒井委員。

●荒井委員 地デジ広報は、私が UHB を見て、地デジ広報のチャンネルの情報を見ていても、まだ、そんなに決まっていなくて、やはり面白くない市町村もあれば、何となく画期的な勢いを感じる市町村もありますので、ぜひ、夕張市としても、活気ある地デジ広報のほうも頑張っていたいただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。

●高間委員長 それではほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようですので、これで大綱質問を終わります。

●高間委員長 それでは、次に、各会計予算案の審査に入ります。

初めに、一般会計であります、事項別明細書により、歳出から審査して参ります。

それでは、55 ページをお開きください。

ここには議会費、55 ページから 56 ページに載っております。

何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようですので、次に行きます。

2 款総務費、57 ページから 75 ページ。

●高間委員長 櫻井委員。

●櫻井委員 64 ページ、2 款 1 項 6 目 12 節委託料ですね。

公共施設予約サービス導入委託料とありますが、こちらはりすたに当たるのではないかと思います、ネットで予約を完了するということになるのでしょうか。

●高間委員長 堀教育課長。

●堀教育課長 櫻井委員のご質問にお答えいたします。

この予約導入を予定しております施設につきましては、拠点複合施設「りすた」、ゆうばり文化スポーツセンター、サングリンスポーツヴィレッジ、サングリンスタジアムとなっております。

導入の経緯につきましては、これまで窓口か電話により、空き情報を確認した上で予約となり、利用者や施設管理者の負担となっていたところでございます。

今後は櫻井委員がご指摘のとおり、ネットで空き情報の確認、予約申込みが可能となり、利用者の利便性が向上し、施設の利用促進、業務の効率化が図れるものと考えているところでございます。

なお、拠点複合施設「りすた」の利用者につきましては、高齢者が多数を占めることから、現状の受付体制を維持しつつ、サービスの導入に取り組みたいと考えているところでございます。

以上となります。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 高齢者がやはり多いということで、今までの手続ではないとできないという方も、やはり、いらっしゃると思うので、混乱のないようなスムーズな移行をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

荒井委員。

●荒井委員 私からは 62 ページ、2 款 4 目 12 節委託料、ふるさと納税特産品送付委託料についてお伺いいたします。

申込みサイトが令和 7 年度から増える予定だというふうにお伺いをしているのですが、対前年度からは予算としては減っているのですが、その理由をお聞かせください。

●高間委員長 菊田地域振興課長。

●菊田地域振興課長 荒井委員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税特産品送付委託料につきましては、令和 6 年度要求額が 1 億 5,405 万円に対しまして、来年度、令和 7 年度要求額が 1 億 602 万円と、対前年比で約 4,800 万円の減となっておりますが、この理由といたしましては、令和 6 年度の当初予算編成は、過去最高額で約 4 億円の寄附額となりました令和 4 年度の実績額をベースに積算しているものである一方、令和 7 年度に関しましては、寄附額が約 3 億円に落ち込んでしまった令和 5 年度の実績額をベースに積算しているためでございます。

なお、荒井委員からありました、令和 7 年 10 月からさらなる寄附獲得のためにふるさと納税ポータルサイトを 1 社増やす予定としておりますが、この半年分を見込んでも対前年比減となるものでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

徳谷委員。

●徳谷委員 65 ページ、13 節ガバメントクラウド使用料 1,587 万 5,000 円とありますが、このガバメントクラウドというものはこういったものなのかお聞きします。

●高間委員長 芝木総務企画課長。

●芝木総務企画課長 徳谷委員のガバメントクラウドとは何ぞやというご質問にお答えいたします。

自治体が運用する基幹系業務システム。例えば、住基だとか、戸籍だとか、税だとか、介護だとか、こういった業務システムに関しましては、それを構築したシステム会社、いわゆる、ベンダーごとに仕様が異なるものでございました。

令和 3 年 9 月に、地方公共団体情報システム標準化に関する法律、いわゆる、標準化法が施行されて、この法律において、先ほど申した基幹系の業務システムにつきましては、国が一定の標準的な仕様をつくるので、各自治体はそれにのっとったシステム、これを標準準拠システムと申しますが、これにすることで、後々の効率化だとか、費用の低廉化を図れるようにしなさいというようなものが法律の趣旨でございます。

この同じ法律において、この標準準拠システムのアプリ及びそのデータに関しましては、可能な限り国があっせんする高度なセキュリティーを持ったクラウド、いわゆる、インターネットで接続可能な巨大なサーバーのクラウド上に構築しなさいというのが法律上の趣旨でございまして、このクラウドをガバメントクラウドと申します。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

君島委員。

●君島委員 67 ページ、12 節委託料、寮運営業務委託料について、内容をお聞きます。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 君島委員のご質問にお答えいたします。

寮運営業務委託の内容につきましては、委託業者との公設寮運営委託契約の仕様書におきまして、夕張高校魅力化事業、公設寮、運営方針に基づいて適切に行うこととしておりますが、具体的には、現在、2 棟ございます公設寮の施設及び設備等の維持管理に関する業務や、入寮生の食事、清掃、安全管理等の生活支援に関する業務のほか、公設寮の情報発信等の広報活動や市外からの生徒募集に係るサポート

に関する業務などを担っていただいております。

●高間委員長 よろしいですか。

君島委員。

●君島委員 また、4 月から新しく学生が増えていくということを聞いておりますので、それも含めてということでよろしいでしょうか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 君島委員の再質問にお答えいたします。

4 月から、また入寮生が増える見込みでございまして、それも含めて、引き続き来年度も同じ事業を委託業者のほうにお願いする予定でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

徳谷委員。

●徳谷委員 67 ページの 12 節地域おこし協力隊支援業務委託料について、業務委託の内容をお聞きます。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 徳谷委員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊支援業務委託につきましては、今年度から継続して実施するものでして、年間 1 人 550 万円を上限に特別交付税措置が見込めるものであるため、5 人分の 2,750 万円を予算計上しております。

それぞれの業務内容としましては、まず、子ども・子育て支援担当は子ども・子育て支援の取組の企画、運営や子ども・子育てに係るスペースの整備のほか、認定こども園、保育所、学童クラブ、小学校との連携を実施しております。

次に、体育振興担当につきましては、主にゆるっとゆうばりスポーツクラブの運営や市有体育施設の指定管理者の支援を行っていただいております。

次に、文化振興担当は石炭博物館の指定管理者の支援や市内の炭鉱資料等の保存活用などを実施していただいております。

次に、観光促進支援担当につきましては、観光プ

ロモーションに所属していただき、イベント支援、観光情報の発信、道の駅における観光案内など、積極的な観光 PR 活動を実施していただいております。

最後に商工業振興支援担当につきましては、商工会議所に所属していただき、市内事業所の把握に努め、協賛事業を行うなどし、地域の活性化に寄与いただいているところでございます。

以上です。

●高間委員長 徳谷委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

徳谷委員。

●徳谷委員 73 ページ、12 節の委託料の投票所関連業務委託料と、14 節の工事請負費のポスター掲示場設置及び撤去工事なのですけれども、現在、夕張の投票所の数とポスター掲示場の数をお聞きします。

●高間委員長 芝木選管事務局長。

●芝木選挙管理委員会事務局長 徳谷委員の投票所の数、それから、ポスター掲示場の数についてのご質問にお答えいたします。

公職選挙法上、投票所につきましては、選管が指定した場所に設けて、その選挙ごとに選挙日から 5 日前までに告示をする必要がございます。

令和 7 年度に予算計上した選挙関連経費というのは、本年 7 月に予定されている参議院議員通常選挙に関わるものでございますが、当該選挙における投票所の決定というのは、選挙直前になされるため、その数はまだ決まっていないというのが法律上の趣旨を踏まえた回答にはなりますが、予算上、従前と同様に投票所につきましては、14 か所を計上しております。

また、ポスター掲示場の数でございます。

こちら選挙ポスターにつきましては、この市町村の選挙管理委員会が公職選挙法上、設置する義務がございまして、その数につきましても、公職選挙法施行令で選挙人の数と面積に応じて基準が設けられ、その基準どおりに計算しますと、市内で 104 か所を設置する必要があるところでございます。

しかしながら、市内の居住実態を踏まえて、その

数を 34 減じて 70 か所とした上で、北海道選管と協議して認められてきておるのが昨年までの選挙の流れでございまして、今回の予算につきましても、同数を予算要求しているところでございます。

以上です。

●高間委員長 徳谷委員。

●徳谷委員 掲示板 14 か所とポスター掲示板 70 か所と今答弁ありましたが、現在の夕張市の人口を鑑みて、ちょっと数が多いのではないかという考えがありますので、ぜひ、その辺りもまた、ご一考していただけたらと思います。

●高間委員長 選管事務局長。

●芝木選挙管理委員会事務局長 今の徳谷委員の質問といえますか、ご意見について、選管事務局としてのご解答をさせていただきたいと思います。

委員がおっしゃるとおり、夕張市の人口というのは減少しておりまして、過去、投票所の数、それから、ポスターの掲示板、逐次、見直しもかけているところでございます。

一方で選挙管理委員会の大命題というのは、いかに投票していただく方の数を上げるか。いわゆる、投票率を上げるかということにも関わっております。

また、仮に投票所の数を削減したとしても、そこから従前あったところから、近くの投票所のほうに臨時のバスを出すといった措置も投票所の削減したところでは、これまでも行っているところでございますので、ドラスチックな経費の削減だとか、効率化ということまでは、なかなか結びつけるのは難しいのかなという現状もございますので、その辺の状況もお伝えしておきます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは次に、3 款の民生費、76 ページから 87 ページであります。

櫻井委員。

●櫻井委員 76 ページ、3 款 1 項 1 目 12 節委託

料です。

行政窓口設置委託料というふうにあります、委託をする業務内容、あとは利用の実態をお聞きます。

●高間委員長 平塚生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員のご質問にお答えします。

行政窓口設置事業につきましては、平成 24 年度から業務委託により、市内 4 か所で快適な行政窓口を設置しておりまして、リサイクル品の回収をはじめ、各種申請の取次や行政相談などを行っております。

とりわけ、使用済み小型家電などを回収するリサイクル業務につきましては、令和 5 年で全体の受付の 65%に達しており、行政窓口が市民に広く活用されていると認識しております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 同じく 76 ページ、3 款 1 項 1 目 12 節委託料、子ども家庭総合支援拠点運営業務委託料というふうにあります、こちらの業務内容はどのようなものかということと、あとは子ども家庭センターというものが国の指針により打ち出されていると思うのですが、そちらとの関係をお聞きます。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員のご質問にお答えいたします。

初めに、子ども家庭総合支援拠点委託料の業務内容についてであります、具体的には児童虐待や発達相談など、総合的な児童の子育て世代に寄り添った支援業務となります。

次に、子ども家庭センターについてであります、令和 4 年の改正児童福祉法により、本市で既に設置している子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターのそれぞれの意義や機能を維持した上で組織を見直して、新たに子ども家庭センターの設置に努めるよう、国が方針を示しています。

本市におきましては、現行の体制において、既に

一体的な支援体制は図られておりますが、国が求める形づくりに向けた庁内協議を行っているところで

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 今後必要なところに必要な支援が届くような取組にしていきたいというふうに思います。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

工藤委員。

●工藤委員 80 ページ、18 節負担金補助及び交付金のところの夕張支線代替輸送運営費等補助、2,587 万円とされているのですが、令和 5 年の予算では 1,756 万 5,000 円、令和 6 年の予算では 2,137 万 1,000 円と、そういう予算がされていて、令和 5 年の決算においては、960 万円の執行というふうに決算の資料にあったかと思うのですが、これについて、どういう理由で今回、この 2,500 万円という予算を計上されたのかお伺いしたいと思います。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

夕張支線代替輸送運営費等補助につきまして、令和 5 年度決算額、たしか 925 万円だと思いますが、予算額ベースでは委員がおっしゃられたとおり 1,756 万円程度を計上しておりまして、今年度、令和 7 年度予算額の約 2,587 万円と比べて 831 万円程度増額要求となっております。

この理由としまして、従来、市内南北軸を走るバス路線につきましては、市外路線を含めた形で 10 往復を維持しておりました。そこが、令和 5 年の 9 月末に夕鉄バスの市外路線が廃止となりまして、これに伴いまして、それまで、この夕張支線代替輸送運営費等補助の対象としていなかった市外路線が担っていた部分について、令和 5 年の 10 月からは補助対象となります市内路線として運行するこ

ととなったため、予算要求時の経費積算上の走行距離が延びたこと及び1km当たりの経常費用単価が上がったことが理由として挙げられます。

以上です。

●高間委員長 再質問ありますか。よろしいですか。はい、ほかに。

君島委員。

●君島委員 77 ページ、3 款 1 項 12 節委託料、障害者福祉施設システム標準化対応委託料なのですが、これが金額的にかなり増えているのですが、その増えた要因についてお聞きします。

●高間委員長 平塚生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの君島委員のご質問にお答えいたします。

障害者福祉システム標準化委託料の増加理由についてであります。令和6年度は事前調査や分析に係るものでございましたが、令和7年度は本格実施に向けましたデータ以降やシステム設定などであり、年内に完全移行に向けて、標準化の作業が本格化するため、増額となるものです。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

徳谷委員。

●徳谷委員 78 ページ、12 節の委託料についてなのですが、高齢者住宅福祉除雪委託料なのですが、こちらの除雪委託料について、除雪を利用する利用者側の利用条件などがあればお聞きします。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの徳谷委員のご質問にお答えいたします。

高齢者住宅福祉除雪委託料の利用者要件についてであります。この事業は65歳以上を対象としています。

なおかつ、市内に子どもなどの親族がいないなど、除雪を他の人に頼れないなどの利用者要件がありまして、令和6年度で67世帯の高齢の方々が利用され

ています。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

工藤委員。

●工藤委員 81 ページ、18 節の負担金補助及び交付金の中、デマンド運行用車両の購入補助 150 万円とあるのですが、これについて、こういった目的でこれは補助されるのか、お伺いしたいと思います。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

市外線デマンド交通で主に使用している車両は10人乗りのワゴン車となりますが、当該車両につきましては、運行委託している市内交通事業所が所有する車両を現在使用しております。

令和5年度の市外線デマンド運行開始に当たりましては、運行委託事業者2社のうち、1社につきましては、自社の既存車両での運行ができましたが、もう一社につきましては、10人乗りの既存車両がなかったため、今回と同様の補助事業を実施しまして、車両を購入していただいているという経緯が、まず、ございます。

今回につきましては、当時、補助金の活用を見送って、自車所有者で市外線デマンド運行への対応ができていた事業者、こちらの車両が経年劣化によりまして、修繕が増えて車両の更新が必要となっているという状況でございますため、今後の安全な市外線デマンド交通の運行のために、令和5年度に実施した補助と同様のスキームにて、車両更新をしていただくことを目的としております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

工藤委員。

●工藤委員 前回と同じ実施要項の中で行われたということなのですが、実際のところ、こういった内容の要件だったのか、補助率等のことを含めてお伺いしたいと思います。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員の再質問にお答えいたします。

補助要項の内容につきまして、令和5年度と同様ですが、補助率2分の1で、車両1台につきまして、150万円の補助額の上限としております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 82ページ、3款1項10目12節委託料です。

無線LAN機器更新委託料というものがありますが、こちらはりすたの更新の内容に当たるのかなというふうに思いますが、そちらの更新内容と以前からつながりにくいというようなことがありましたので、改善の効果として、どのようなものが得られるのかお聞きします。

●高間委員長 外崎市民課長。

●外崎市民課長 櫻井委員の無線LAN機器更新委託料に関するご質問にお答えいたします。

更新する内容についてですが、現在、りすたの中に6台設置しております無線LAN機器、いわゆる、Wi-fi 機器ですが、こちらを新しいものに更新するとともに、既存の6か所のアクセスポイントに加えて、新たにアクセスポイントを6か所増設する内容になってございます。

また、改善効果についてですが、りすたの無線LAN機器につきましては、設置から5年が経過し、機器が古くなり、りすたの利用者がインターネットに接続しているスマートフォンであるとか、タブレット端末に対応することができず、インターネットがつながりにくいといった状況が見受けられておりましたが、機器の更新及びアクセスポイントの増設によりまして、最新のスマートフォンに対応することが可能になること、それから、通信速度の向上といった効果が見込まれますことから、つながりにくさの改善が期待できると考えております。

以上でございます。

●高間委員長 櫻井委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 83ページ、84ページ、一括でお聞きします。

83ページは3款2項1目1節報酬です。

まず、学童クラブ運営委託料について、お聞きします。

こちらは84ページの3款2項1目12節委託料になります。

学童クラブ運営委託料の予算の内容はどのようなになっているのかお聞きします。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員のご質問にお答えいたします。

学童クラブの予算の内容についてであります。学童2か所の運営に必要な経費一式となります。具体的には人件費のほか、消耗品費、燃料費、通信運搬費などが含まれています。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 学童クラブ指導員の報酬という部分がありますが、学童クラブの指導員の報酬が前年比より減っている理由、また、委託開始時期とその理由をお聞きします。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員のご質問にお答えいたします。

報酬の前年比減の理由についてであります。学童クラブは6月末まで直営で事業を実施するため、報酬は前年比減となったものであります。

委託開始時期の検討に当たり、新1年生が入学する4月初旬を避け、委託先の準備期間を確保するため、7月から委託することを決定したところでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 現在、雇用している指導員の皆さんへの対応はどのようになっているのでしょうか。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員のご質問にお答えいたします。

指導員への対応に関しましては、昨年 6 月以降、複数回にわたり、委託理由等についての丁寧な説明を行っており、必要に応じてほかに応募可能な求人を紹介するなどの対応を行っているところです。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

櫻井委員。

●櫻井委員 民間委託になるということですが、委託による効果をお聞きます。

●高間委員長 生活福祉課長。

●平塚生活福祉課長 ただいまの櫻井委員の再質問にお答えいたします。

委託による効果についてであります。保育士等の有資格者が多数在籍している事業所に業務を委託し、安定した事業運営が推進できるという効果が期待されます。

以上です。

●高間委員長 櫻井委員。

●櫻井委員 先ほどの私の大綱質問での市長の答弁でもありましたが、現在までの事業の継続性にいろいろな課題があったということでした。

その課題を解決するために、市はリーダーシップを発揮して、適切な運営に努めていただきたいと思います。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは、民生費は終わりまして、4 款の衛生費、ここは 88 ページから 95 ページまでであります。

工藤委員。

●工藤委員 89 ページ、12 節委託料ですけれども、検診委託料ということで 757 万 9,000 円ということで計上されているのですけれども、この検診の委託費については、市政執行方針の中であった 20 歳から 39 歳という若年層の方の検診も含まれているのかなというふうに推察するのですけれども、その辺のところはどういった内容を考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

●高間委員長 鈴木保健福祉課長。

●鈴木保健福祉課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

この事業は法的な検診受診がない 20 歳から 39 歳の若年者に対し、生活習慣予防を目的とした検診の機会を新たに設定するものであります。

勤労者本人には事業主による定期健診の機会や 40 歳以上の者には各保険者による特定健診がありますが、20 歳から 39 歳の自営業者や勤労者の家族には法的な健診の機会がなく、健診に切れ目があります。

市内には 40 歳代で高血圧や糖尿病が重症化する市民がいることから、40 歳前から健診を受ける習慣を促し、早期から予防対策を図り、健康寿命の延伸につなげたいと考えております。

また、進め方ではありますが、実施については、市実施の特定健診等で実施し、同じ項目の受診をできるようにいたします。

受診の勧奨等でありますけれども、対象となる年齢層に案内を個別周知し、勧奨を行います。また、広報等とはもとより、乳幼児健診に来た保護者への周知や関係機関にも周知を依頼いたします。

以上です。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 勧奨等のことまでご答弁いただいたところなのですが、ぜひとも、せっかくやるのでしたら、いろいろな形で受診率が高いものになっていただきたいというふうに思いますので、いろいろと事業所で勤めている方は対象になるのか、ならないのか分かりませんが、自営業者、特に農家とかの場合は個人事業主であったりするので、

そういった農協等に対する投げかけですとか、そういった中での啓蒙等も含めて、検討していただけたらいいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

●高間委員長 答弁よろしいですか。ほかにございますか。

千葉委員。

●千葉委員 同じく委託料の件なのですが、1 か月児健康診査委託料 4 万円について、お伺いいたします。

現在でも 1 か月児健康診査を出生した医療機関で実施されていると私は認識しておりますけれども、令和7年度から本市が実施する目的と想定人数と受診医療機関について、お伺いいたします。

●高間委員長 保健福祉課長。

●鈴木保健福祉課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

乳児健診につきましては、3、4 か月健診から始まり、12 か月健診まで母子保健法を根拠に市町村の健診と位置づけられ、4 回実施しているところであります。

今回、国が勧めている出産後から就学まで切れ目のない健康診査体制の整備の一環として、国が母子衛生費国庫補助金の対象としたものでありますことから、令和7年度から実施するものであります。

目的としましては、幼児の疾病、異常を早期発見し、適正な治療を行うことで進行の未然防止や結果等の情報を伴走型支援に効果的につなげるということを目的としております。

想定人数はこれまでの出生数を勘案し、10 名を見込んでおります。

受診場所につきましては、母親の産後検診と同時に実施されるため、出産した医療機関での実施となります。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 91 ページの 4 款 1 項 5 目 12 節委託料です。

宮前町浴場閉鎖後管理委託料とありますが、こちらの委託内容についてお聞きします。

●高間委員長 外崎市民課長。

●外崎市民課長 櫻井委員の宮前町浴場閉鎖後管理委託料に関するご質問にお答えいたします。

委託内容についてですが、主に宮前町浴場に設置しております地下貯蔵タンク、重油のタンクになりますが、こちらの清掃のための委託料となっております。

地下貯蔵タンクにつきましては、内部の危険物を完全に抜き取ったように見えても、タンク内部のさびなどの隙間に危険物が残留し、一定期間経過するとタンク内部に危険物の蒸気が充満する場合などがございしますことから、タンク及び配管について、薬剤を使って洗浄しようとするものでございます。

以上でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

工藤委員。

●工藤委員 94 ページ、12 節委託料の中のごみ組成調査業務委託料、478 万 5,000 円ということで計上されているのですが、この業務の内容について、まず、お伺いしたいと思います。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 工藤委員のごみ組成調査業務委託料に関するご質問にお答えいたします。

委託の内容についてですが、本市の埋立処分地に持ち込まれるごみの組成、ごみの内訳ですね。こちらを調査するものでございまして、持ち込まれたごみをサンプルとして採取、分析を行い、ごみの組成を把握しようとするものでございます。

サンプルの採取につきましては、夏と秋、それぞれ 3 日間でサンプルを採取、サンプルにつきましては、一般ごみと事業ごみに分けて採取。また、一般ごみにつきましては、さらに市外地区のごみ、それから、農村地区のごみに分けて採取する予定でござ

います。

以上でございます。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 そういう中で今回の市政執行方針の中にも分別回収ということで、分別の徹底ということが市政方針の中にあったかと思うのですけれども、この調査を受けて、どういうふうに今後、市民に向けて分別の徹底、そういったものを進めていこうというふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 工藤委員の再質問について、お答えいたします。

分別周知の進め方についてでございますが、この冬に行ったごみ組成調査の結果におきまして、一般ごみの中に資源物が混入しているということがデータとして把握できましたことから、今回、得られたデータを有効に活用しまして、市の広報、実際に来月の 4 月号の広報に調査結果と概要、分別の徹底について、掲載を予定してございますが、市の広報であるとか、ホームページなどの媒体を用いまして、一般ごみと資源物の分別方法について、周知徹底を図って参りたいというふうに考えてございます。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 そういった形で広報等を含めて周知をされるということは大切なことなのだろうと思うのですけれども、1 つこちらから提案なのですけれども、やはり、これは家庭の中で十分に検討されて身についていかなければならないことなのだろうと思うのです。

そういう中では家庭の中においては、やはり、子どもが積極的にそういったものに関わってくる。子どもたちがそういったものをきちんと学習、学んで、そういった分別のものを身につけて、それを親であるとか、家族に伝えていくということが非常にある意味早い道筋なのかなという気がしていますので、そういったこともぜひとも、今後、検討をさせていただいて、そういったことも進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●高間委員長 答弁よろしいですか。

●工藤委員 答弁があれば。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 ただいまの工藤委員の再質問にお答えいたします。

ごみの分別に関しましては、正しい分別方法を大人たちがきちんと理解し、それをそれぞれのご家庭でお子さんに教えるという姿がもしかすると、本来の姿なのかもしれませんが、ご提案いただきましたお子さんに対する働きかけ、お子さまたちに分別について考えていただき、各家庭に持ち帰っていただくことで、親世代にも普及させていくという方法もごみ分別の理解を広げる 1 つの方法ではあるというふうに思っております。

実際のやり方については協議、検討しなければならない部分もあるというふうに思っておりますが、いずれにしても、大人、子ども、全ての市民の皆様々に正しい分別方法を理解していただくため、様々な方法により、周知、徹底を図って参りたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●高間委員長 ほかにございませんか、衛生費。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それではないので、次、5 款農林業費、96 ページから 100 ページであります。

君島委員。

●君島委員 99 ページ、5 款 2 項 12 節の委託料について、薬木生育実態調査委託料、その調査内容についてお聞きします。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 君島委員のご質問にお答えいたします。

薬木につきましては、平成 27 年度から令和 3 年度までに昭和地区、福住地区、日吉地区の 3 地区に合計約 1 万 8,000 本を植栽したのですが、近年は適切に維持管理ができていない状況であったため、いま一度、薬木の生育状況等の実態を把握した上で、今後の対応を検討、整理する必要があることから、

令和7年度予算に所要の経費を計上したところでございます。

具体的にはまず、昭和地区につきましては、倒木起こし、植生保護管の切断、下草刈りを実施しまして、破損支柱の回収、運搬を行った上で、植林箇所の測量、現存本数等調査を実施することとしておりますが、福住地区につきましては、植栽面積が広大でありまして、また、カラマツが生い茂っており、特に薬木の生存状況が芳しくないことから、地区の一部を試験的に実態把握することとしております。

その一方で日吉地区に関しましては、植栽面積、植林数共に小規模であるため、下草刈りのみを委託しまして、実態把握につきましては、職員にて実施することを予定しております。

以上です。

●高間委員長 君島委員、何かありますか。

君島委員。

●君島委員 これの予定期間というのは、いつ頃からいつ頃までを予定しておりますか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 君島委員の再質問にお答えします。

予定時期につきましては、まだ具体的には決まっておりますませんが、雪解け後、すぐ実施したいと思っております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにございますか、農林業費。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それではないので、次、6款商工費、101ページから102ページまでであります。

徳谷委員。

●徳谷委員 101ページ、2目観光費、18節負担金補助及び交付金の運営促進事業費補助の87万8,000円なのですが、こちらは道の駅の補助と思われるのですが、この補助の目的や内容等を聞きします。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 徳谷委員のご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、委員がおっしゃるとおり、道の駅夕張メロードに対しまして、夕張メロード運営協議会が実施する運営促進に資する取組に対し補助するものでありますが、道の駅夕張メロードは地方版総合戦略におきまして、交流人口拡大の拠点施設として、機能の維持・強化をし、魅力を向上するとともに、夕張の情報発信拠点としても位置づけておりまして、強化を図っていくこととしております。

市としましても、道の駅夕張メロードは夕張市の南の玄関口として位置づけておりまして、市内周遊を促進することや地場製品の販売促進を強化することを目標としておりまして、交流人口の拡大と地域産業の振興を図るべく、市内事業者の積極的な参入促進、また、道の駅関係団体、広域の連携をさらに深め、地域活性化に向けた取組を継続することを目的として実施するものでございます。

その具体的な内容といたしましては、道の駅の維持、発展のために必要な広域連携のための会費、参加費への補助のほか、交流人口拡大や市内事業者の積極的な参入と出店を促すための広告宣伝費、販促費、備品購入への補助を予定しております。

以上です。

●高間委員長 徳谷委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

千葉委員。

●千葉委員 同じページの商工振興費の中の15節原材料費10万1,000円の種苗等資材なのですが、購入してどこに植える予定と誰が植えるのかについて、お伺いいたします。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

こちらは千代田の三差路花壇についてでございます。そちらに植える予定でございます。

一応、経緯としましては、財政破綻後、市民課の環境生活係の所管で、令和5年度まで市民ボランテ

ィア団体の協力により整備を行ってきたところですが、令和6年に入りまして、当該市民ボランティア団体様から、高齢化に伴いまして、花壇の整備を辞退したいという旨の申出がございまして、そこで、環境美化という役割が失われまして、広告と看板の維持管理が主となったため、令和6年9月以降、地域振興課の商工観光係に所管替えをすることとなったものでございます。

この種苗に関しましては、広告等と看板が雑草などにより、影響を及ぼさないように必要最低限の緑化に努めることを目的として実施するものでして、具体的には白クローバー等を植えることを予定しておりまして、その作業につきましては、商工観光係の職員で実施することを予定しております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

千葉委員。

●千葉委員 白クローバーを植えるということなのですが、以前、円の部分だけ花を植えていたと思うのですが、それは今年は実施しないということでしょうか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 千葉委員の再質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、花等は植えず、最低限の緑化に努めることを予定しております。

●高間委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

工藤委員。

●工藤委員 同じく4目18節負担金補助及び交付金の中で需要喚起・誘客促進事業費補助ということで、231万円ほど予定されているのですが、この補助の目的について、教えていただきたいと思っております。

●高間委員長 菊田地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

本事業につきましては、市内における事業喚起、

買物難民対策として実施するイベントや市外への販路拡大として参加するイベントにおける出店経費等を、商工会議所を通じて補助するほか、事業所に有益となる研修会及び講習会の開催に係る経費を商工会議所に付与するものですが、中小企業、小規模事業者が大半を占める本市におきましては、事業者を取り巻く社会環境や産業構造の変化を大きく受けやすく、多様な課題に対しまして、事業者自らが個々で対応することが困難な状況であるということに鑑みまして、市と商工会議所とのさらなる連携によりまして、市内産品の販路拡大、需要喚起に加えまして、市内事業所が抱える経営、雇用、税務等の課題や販売力強化と活性化に向けた課題解決策、こちらを包括的に実施していくことで、地域産業の維持、発展を図ることを目的として、実施するものでございます。

以上です。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 ということは、事業者には直接、補助をするということではなくて、会議所に補助をして、会議所の中で運用していただくということでしょうか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員の再質問にお答えいたします。

初めは商工会議所に対して補助するのですが、最終的には事業者の方に補助がいくようになっております。

以上です。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 それは市が決定をすることではなくて、会議所の中で決定をされて分配をしていくということでしょうか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員の再質問にお答えいたします。

工藤委員がおっしゃるとおりでございます。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 会議所の方も大変な形で補助の運用をされるかと思いますが、しっかりと地域振興課商工係と連携を取った中で活用していただければというふうに思います。

以上です。

●高間委員長 商工費、ほかにございますか。

荒井委員。

●荒井委員 同じく101ページ、4目8節旅費29万8,000円が普通旅費として計上されているのですが、この目的を教えてください。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 荒井委員のご質問にお答えいたします。

商工観光に係る旅費の目的につきましては、昨年度、調査を実施しました遊休地となっている事業用地に対しまして、新たな産業や雇用機会、こちらを創出するための需要調査、こちら行うために実施することを予定しております。

そのほか、あわせて、既に夕張市内へ立地している道外に本社を持つ企業、こちらへのフォロー用務も実施することを想定しているものでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか、荒井委員。

荒井委員。

●荒井委員 基本的には前年度に行ったところに同じように行くような形になるのでしょうか。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 荒井委員の再質問にお答えします。

前年度も同じような予算計上をさせていただいたのですが、こちらに関しましては、遊休地となっている事業用地の所有者に対しまして、今度の意向調査を行うことを目的としたもので、そちらの調査につきましては、当該年度中に終了しております。

ですので、来年度に関しましては、また、別の需要調査を行うためですので、また、別の場所に伺う

予定でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

商工費はほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは、いないようですので、時間がちょうどお昼の12時にかかって参りましたので、昼食休憩としたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 午後1時から7款の土木費から入っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、昼食休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

●高間委員長 それでは、会議を再開いたします。

土木課より行って参ります。土木費103ページから112ページまでです。

櫻井委員。

●櫻井委員 104ページの7款土木費、2項2目12節委託料です。

そちらの道路清掃等委託料ということですが、業務内容についてお聞きします。

●高間委員長 阿部土木課長。

●阿部土木課長 ただいまの櫻井委員の道路清掃等委託料の業務内容について、回答いたします。

まず、1点目なのですが、よく俗世間的にいう道路の白線引きの前に、道路の清掃というのを占用の車を使って掃除をして、泥とか砂とかその他、ごみなどを除去するという作業が1つ予定されています。

もう1つが、市内、市道各所にあるロードヒーティングのシーズン前の点検の業務委託。

それと、もう一つは、サイクリングロードといったほうが分かりやすいと思うのですが、そちらの草刈りの業務委託を予定しております。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 では、ないようですので、8 款消防費 113 ページから 116 ページまでです。

何かありますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 116 ページ、1 項 3 目 12 節委託料、そちらの部分で消防庁舎修繕設計委託料 488 万 4,000 円とありますが、こちらはどんな修繕の設計なのかということをお聞きします。

●高間委員長 田島消防長。

●田島消防長 櫻井委員のご質問にお答えいたします。

消防庁舎修繕設計委託料についてですが、消防庁舎の屋上防水工事及び温水ボイラー改修に関わる工事設計委託料となります。

以上です。

●高間委員長 櫻井委員。

●櫻井委員 こちらは今の庁舎をこの先も使うということを前提でよろしいのでしょうか。

●高間委員長 消防長。

●田島消防長 櫻井委員の再質問にお答えいたします。

櫻井委員がおっしゃるとおり、ここしばらくは消防庁舎そのまま使用する予定になっております。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それではないようですので、次、9 款教育費、117 ページから 130 ページまでです。

千葉委員。

●千葉委員 122 ページと 125 ページの小学校費と中学校費の教育振興費の扶助費の中の要、準要保護児童（生徒）修学旅行費給付金についてお伺いいたします。

この給付金の積算上の単価についてお伺いいたします。

●高間委員長 堀教育課長。

●堀教育課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

給付費については、国が示す標準単価により定めており、小学校は 2 万 2,690 円、中学校は 6 万 910 円となっております。

●高間委員長 千葉委員。

●千葉委員 今、示されました小学校 2 万 2,690 円、中学校 6 万 910 円であれば、令和 6 年度と同額と私は思うのですがけれども、この金額では令和 7 年度も保護者の負担が生じると考えられます。

今、教育委員会課長が答弁したように、国が示す単価ということなのですが、この単価は国が各自治体における地方財政措置をするための支給限度額算定基礎額と私は考えますし、上回って支給することは禁じていないと考えます。

よって、実際に実費支給している市町村もあると認識しておりますので、今度もこの児童生徒数が減少していくと 1 人当たりの交通費とか宿泊料が値上がりすることも考えられますので、各市町村がやっているような実費支給について、市としてもご検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●高間委員長 答弁よろしいですか。

●千葉委員 いいです。

●高間委員長 はい、わかりました。

ほかにございますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 118 ページ、1 項 3 目 1 節の報酬の部分です。

スクールソーシャルワーカーとありますが、どのような業務内容で、狙う効果はどのようなものかということをお聞かせ願います。

●高間委員長 教育課長。

●堀教育課長 櫻井委員のスクールソーシャルワーカーについてのご質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーとは、一般的には不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決のため、家庭

訪問、関係機関との連携、保護者、教職員に対する支援など、直接、または間接的な支援を行う専門職となります。

効果といたしましては、問題を抱える児童生徒、保護者の悩みや負担の軽減、解消につながることや、教職員の負担軽減にも連なるものと考えているところでございます。

以上となります。

●高間委員長 櫻井委員。

●櫻井委員 今、夕張市でも小中学校合わせて不登校児童が増えている現状があると思うのですね。なので、丁寧な対応をしていただいて、改善ができるように進めていただきたいと思います。

以上です。

●高間委員長 ほかにございますか。

徳谷委員。

●徳谷委員 130 ページ、2 目 17 節の備品購入費のプール屋根シートについてなのですが、こちらは前年度も予算がついているのですけれども、これは、プール屋根シートは毎年、交換するようなものなのか、あとは耐久性などについて、お聞きします。

●高間委員長 教育課長。

●堀教育課長 徳谷委員のプールシートの屋根に関するご質問について、お答えいたします。

プールの屋根シートにつきましては、8 枚で構成されており、耐用年数につきましては、約 7 年から 8 年とされております。

シートの更新の必要性につきましては、既に 10 年以上経過したことから、令和元年より毎年 1 枚ずつ順次更新しているところでございます。

以上となります。

●高間委員長 ほかにございますか。

櫻井委員。

●櫻井委員 129 ページ、4 項 3 目 14 節工事請負費、地下展示室電源改修工事とありますが、工事内容をお聞きします。

●高間委員長 教育課長。

●堀教育課長 櫻井委員の石炭博物館地下展示室電源改修工事についてのご質問にお答えいたします。

地下展示室電源改修工事の主な内容につきましては、石炭博物館地下展示室等への電源を供給するケーブル、これが昭和 55 年開設以来更新されず、経年劣化による安全性について、指摘があったところでございます。その改修を行うものでございます。

以上となります。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 では、次、10 款交際費、131 ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 11 款諸支出金、132 ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 12 款予備費 133 ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ありませんか。

それでは以上で歳出の審査が終わります。

職員の手当等の内訳表は 134 ページから 136 ページまででありますので、ご覧願います。

●高間委員長 次に、歳入に入ります。

11 ページをお開きください。

最初に 1 款の市税、15 ページまでであります。

工藤委員。

●工藤委員 12 ページ、1 目の固定資産税についてであります。固定資産税、本年度予算 2 億 5,589 万 8,000 円と前年に比べて 2,500 万円余り増えているという状況になっているのですけれども、償却資産が大きくは増えているのかなというふうには思うのですけれども、本年、増加になった理由についてお伺いいたします。

●高間委員長 秋山税務課長。

●秋山税務課長 工藤委員の質問にお答えいたし

ます。

固定資産税が前年度予算と比べて増額した理由についてであります。法人などの設備投資などによる償却資産の増加による影響が、委員がおっしゃるとおり、一番の大きな要因となっております。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは、ないようですので、次に 2 款地方譲与税、16 ページから 18 ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 3 款利子割交付金、19 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 4 款配当割交付金、20 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 5 款株式等譲渡所得割交付金、21 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 6 款法人事業税交付金、22 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 7 款地方消費税交付金、23 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 8 款環境性能割交付金、24 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 9 款地方特例交付金、25 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 10 款地方交付税、26 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 11 款交通安全対策特別交付金、27 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 12 款分担金及び負担金、28 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 13 款使用料及び手数料、29 ページから 32 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 14 款国庫支出金、33 ページから 37 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 15 款道支出金、38 ページから 42 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 16 款財産収入、43 ページから 44 ページ。

荒井委員。

●荒井委員 44 ページの物品売払収入の内訳を答えられる範囲で教えてください。

●高間委員長 外崎市民課長。

●外崎市民課長 荒井委員の物品売払収入に関するご質問にお答えいたします。

内容についてでございますが、富野じん芥埋立処分地で使用しておりました重機につきまして、経年劣化により故障が多くなったこと。また、使用頻度も減少しまして、当該重機がなくても業務に支障がないと判断しましたことから、売払を行うものでございます。

以上でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 17 款寄附金、45 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 18 款繰入金、46 ページから 47 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 19 款繰越金、48 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 20 款諸収入、49 ページから 53 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 21 款市債、54 ページ。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 次に、8 ページをお開きください。

第3表地方債が記載されておりますので、ご覧ください。

次に、1ページをお開き願います。

第4条に一時借入金、第5条に歳出予算の流用が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、附属資料に入りますが、137ページから144ページまでに給与費明細書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、債務負担行為に関する調書が145ページから146ページまで記載されておりますのでご覧願います。

次に、地方債に関する調書であります、147ページから148ページまで記載されておりますので、ご覧願います。

ここまで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 以上で、一般会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、国民健康保険事業会計に入ります。

149ページから185ページまで、一括して審査を行います。

工藤委員。

●工藤委員 174ページの12節委託料についてですけれども、特定健康診査委託料ということになっているのですけれども、この委託の内容について、教えていただきたいと思います。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 工藤委員の特定健康診査委託料に関するご質問にお答えいたします。

まず、特定健康診査なのですけれども、こちらは高血圧症であるとか、脂質異常症、糖尿病その他、内臓脂肪の蓄積に起因する生活習慣病、こちらを早期に発見することにより、発症や重症化を予防することを目的に行うものでございます。

業務内容についてでございますが、今申し上げました特定健康診査について、本市においては主に業

務委託の上、実施しておりますので、そちらの委託料となっているものでございます。

以上でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

工藤委員。

●工藤委員 引き続き18節の負担金補助及び交付金について、お伺いをしたいと思います。

特定健診受診率向上支援等共同事業負担金ということになってございますけれども、これはどういったような内容の共同事業なのか、お教えいただきたいと思います。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらの事業につきましては、国保連、北海道国民健康保険団体連合会、こちらが実施主体となっております事業でございまして、内容といたしましては、市町村が行う特定健診受診率向上等に係る業務につきまして、希望する市町村に対し、AIを使ったデータ分析を行うとともに、その結果に基づきまして、効率的、効果的な受診勧奨の内容を調整すると。それを支援することで北海道全体の特定健診受診率向上を目指そうというような事業になってございます。

令和2年度から始まった国保連が主体の事業でございまして、本市においても特定健診受診率の向上のため、令和3年度から本事業に参画して、受診の勧奨を行っているところでございます。

以上でございます。

●高間委員長 工藤委員。

●工藤委員 夕張市としても受診率の向上というのは非常に大きな課題かなというふうに思うのですが、この具体的に受診率の向上に対してはどのような施策を考えて行っているのかお伺いしたいと思います。

●高間委員長 市民課長。

●外崎市民課長 工藤委員の再質問にお答えいたします。

受診率の向上の施策でございますが、今申し上げたとおり、国保連との連携した事業、それから、やはり、受診率向上に関して、かかりつけ医に受診されている方というのが、もともと医者さんにかかっているという意識が働くもので、健診につながらないという部分がございます。

かかりつけ医で行われる健康のチェックと生活習慣病等を発見するための特定健診の検診内容というものが異なっておりますので、そういった部分でかかりつけ医に受診する際に、特定健診の項目を受けただくことで、みなし健診というのですが、そういった特定健診を受診したとみなすような制度もございますので、そちらなども勧奨をしながら受診率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

●高間委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにもございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようでありますから、国民健康保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、市場事業会計に入ります。

186 ページから 193 ページまで、一括して審査を行います。

工藤委員。

●工藤委員 市場会計予算があるのですが、非常に小さな金額で 3,000 円、1,000 円ということで 4,000 円という形で、これというのは特別会計として維持していかなければならないものなのか、今後の考え方というものを伺いたいと思います。

●高間委員長 地域振興課長。

●菊田地域振興課長 工藤委員のご質問にお答えいたします。

市場事業会計につきましては、地方財政法第 6 条におきまして、公営企業で政令で定めるものについてはその経理は特別会計を設けてこれを行うとされておりまして、この点、同法施行令第 46 条におきまして、市場事業が該当しておりますことから、本市

の公設卸売市場も特別会計として独立した経営管理を行っているところでございます。

以上です。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようですから、市場事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、介護保険事業会計に入ります。

194 ページから 239 ページまで一括して審査を行います。

千葉委員。

●千葉委員 226 ページの 1 目一般介護予防事業の 12 節委託料、その説明の中に地域実践講座委託料、地域リハビリテーション活動委託料、住民活動継続支援事業委託料、この 3 つの講座内容をお願いいたします。

●高間委員長 鈴木保健福祉課長。

●鈴木保健福祉課長 千葉委員のご質問にお答えいたします。

これらの事業はいずれも高齢者のフレイル、いわゆる虚弱の予防が目的となっております。

まず、地域リハビリテーション支援活動事業についてであります。住民主体の会の場にリハビリテーション専門職を派遣し、予防活動内容について適切な助言を行い、講話、体操、脳トレなど、住民主体の集いの場で介護予防の技術支援を行うものであります。

次に、地域実践講座はいわゆる「ゆるリラ講座」ということであります。老人福祉会館やりすたで開催し、5 回 1 クールでの講座を各 3 クール実施しているほか、地域の会場でも実施しております。

体を緩めてリラックスしながら体操するゆるリラ講座を行うほか、参加者の体力測定結果から個人別運動プログラムなどを作成、配付することや予防の普及活動を行っているものであります。

3 つ目として、住民活動支援事業についてですが、これら2つのフレイル予防事業を実施していく中で、地域によって、いつ重度のフレイルになってもおかしくない地域があったことから、令和4年度からリハビリテーション専門職だけでなく、管理栄養士や歯科衛生士の講話や運動指導士による体操など、多種連携で行っているものであります。

また、体力測定はもちろん、InBodyという機器を用いて筋肉量、脂肪、水分など測定を行い、個々の変化を確認しながら、フレイル予防の運動を個人ごとに行っているものであります。

以上です。

●高間委員長 千葉委員。

●千葉委員 この3つの事業は主に介護予防活動だと思うのですが、老人クラブ等を対象にして、多分、住民活動継続支援活動をやられていると私は思うのですが、令和7年度も老人クラブ等を対象にしてやるのかなと思います。そうすると、老人クラブの会員であれば、この講座を受けられることは可能だと思うのですが、広く多くの方が参加したほうが私はいいかと思うのですが、令和7年度で例えば、老人クラブの会員以外の方も参加できるような、そういう場所の拡大等についてはお考えなのかお聞きしたいと思います。

●高間委員長 鈴木保健福祉課長。

●鈴木保健福祉課長 千葉委員の再質問にお答えいたします。

基本、今回の予算的には6年度の実績をもって見積もっていますけれども、プラスアルファ考えています。広く市民に参加してもらおうという部分については、ゆるリラ講座など、集団に関係なく参加できるものもありますので、その市民の希望に合ったものを利用してもらいたいなというふうに考えています。

●高間委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは、ないようですから、介

護保険事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

240 ページから 261 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 それでは、ないようですから、後期高齢者医療事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、水道事業会計に入ります。

1 ページから 24 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようですから、水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 次に、公共下水道事業会計に入ります。

1 ページから 23 ページまで、一括して審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようですから、公共下水道事業会計の審査を終わります。

●高間委員長 以上で審査が終わりましたので、取りまとめに入らせていただきます。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 異議がありませんので、正副委員長に一任といたします。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されますので、結果のみの報告といたすことにしておりますので、あらかじめお含みお願いします。

●高間委員長 次に、採決に入ります。

議案第 1 号ないし議案第 7 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 異議がありませんので、本 7 議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、付議案件に関する審査が全て終了いたしました。

●高間委員長 続いて、土木課より報告を受けて参ります。

阿部土木課長。

●阿部土木課長 土木課のほうからは 1 件、損害賠償額の決定についてということで、ご説明を申し上げます。

まず、概要なのですが、本年 3 月 6 日、木曜日、午前 10 時 8 分頃、相手方の車両、被害車両なのですが、こちらはレースイ方面から市道末広 2 丁目線を通り、市道末広 2 丁目住宅区画線に左折進入したところ、市の除雪車両が作業中であつたところから一時停止して待っていたのですが、そこへ除雪作業中であつた本市の除雪車両がバックした際に停車中の車両に気づくのが遅れたことから、除雪車両の後部バンパーと相手方車両の左フロント部分が衝突し、破損させたものであります。

こちらについて、本件事故に対しては、市賠償委員会において、以下のとおり示談することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

ちなみになのですが、相手方のほうは夕張市在住の個人の方です。

賠償額については、71 万 3,086 円。こちらのほうは、停車中の車に市の除雪車両が追突したことから発生しておりますので、過失割合のほうについては 10 対 0 で夕張市が 10、相手方が 0 ということになっております。金額に関しては相手方車両の修繕費相

当分ということになっております。

以上です。

●高間委員長 ただいまの報告に対して、何かご質問ありませんか。

櫻井委員。

●櫻井委員 こちらの事故があつたということなのですが、運転助手のような方が同乗して、2 人で確認するような体制だとかは取っていなかったのか、お聞きします。

●高間委員長 土木課長。

●阿部土木課長 今の櫻井委員の質問の答えいたします。

実は当日、いろいろな作業等々がありまして、たまたまなのですけれども、このときは助手が乗っていなかったタイミングだったのです。

以上です。

●高間委員長 櫻井委員。

●櫻井委員 今後、このようなことがないように、改めてマニュアルを作成するなど、対策を取っていただきたいと思います。

●高間委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

●高間委員長 ないようでありますから、以上をもちまして、行政常任委員会を終わります。ご苦労さまでした。

午後 1 時 3 4 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 高 間 澄 子 _____